

令和3年度第1回イノシシ管理検討委員会

日時 令和3年7月14日（水）10時00分～

場所 アイーナ812研修室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 令和2年度イノシシ管理対策の実施状況について（報告）

(2) 令和2年度指定管理鳥獣等捕獲事業評価報告について（協議）

(3) 令和3年度イノシシ管理対策について（協議）

(4) 第3次イノシシ管理計画策定に向けた検討について（協議）

(5) その他

4 閉 会

イノシシ管理検討委員会出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠	備考
学識 経験者	国立大学法人岩手大学	名誉教授	青井 俊樹	欠	
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ	研究員	藤本 竜輔	出	
	合同会社東北野生動物保護管理センター	代表	宇野 壮春	出	
関係 団体	岩手県鳥獣保護巡視員協議会	会 長	藤澤 富男	出	
	公益社団法人岩手県猟友会	専務理事	菅野 範正	出	
	全国農業協同組合連合会 岩手県本部営農支援部営農技術課	課 長	加澤 直志	出	
行政 機関	岩手県農林水産部農業振興課	担い手対策課長	村上 勝郎	出	
	一関市農林部農地林務課	課 長	松川 一仁	出	
	雫石町農林課	課 長	天川 雅彦	出	
計8名					
事務局	岩手県農林水産部農業振興課	技 師	織笠 千夏		
	岩手県環境保健研究センター	主任専門研究員	鞍懸 重和		
	岩手県環境生活部自然保護課	総括課長	藤原 由喜江		
		主任主査	菊地 賢		
		主任主査	高橋 秀彰		
		主 任	福本 かおり		
		主 任	澤口 幸司		
技 師	寺田 駿平				
オブ ザー バー	岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部	主 査	成田 雄氣		
	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部	技 師	北川 莉帆		
	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	主 任	川島 光博		
	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	技 師	村山 千尋		
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部	獣 医 師	佐々木 俊		
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	技 師	横澤 雄貴		
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	技 師	村居 勇佑		
	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部	技 師	西家 弘真		
	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉センター	主任主査	菊池 彰		

イノシシ管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するイノシシの管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「イノシシ管理検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること
- (2) 個体数管理に関すること
- (3) 生息環境管理に関すること
- (4) 被害防除対策に関すること
- (5) モニタリング等の調査研究に関すること
- (6) その他イノシシの管理に関すること

(組織)

第3 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から、その日を含むイノシシ管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

令和2年度のイノシシ管理対策の実施状況について

1 個体数管理

(1) 捕獲頭数

第2次イノシシ管理計画（H29～R3）に基づき、生息域拡大の抑制及び農林業被害の抑制を図ることを目的として、市町村による有害捕獲、県（認定事業者への委託）による指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲、狩猟による捕獲を推進した結果、令和2年度の捕獲頭数は662頭の捕獲実績となった。（資料No. 1-1及び1-2参照）

岩手県全域のイノシシの捕獲頭数

(単位：頭)

捕獲区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有害捕獲	1	22	32	25	42	43	100	145	422
指定管理	—	—	—	—	27	24	133	190	213
狩猟	0	15	15	15	25	13	10	11	27
計	1	37	47	40	94	80	243	346	662

市町村別のイノシシの捕獲頭数

(単位：頭)

振興局	市町村									合計
盛岡広域	盛岡市	八幡平市	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢市	紫波町	矢巾町		104
	14	1	54	6	1	21	7	0		
県南広域	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	遠野市	北上市	西和賀町	一関市	平泉町		515
	127	3	53	9	26	4	236	57		
沿岸広域	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	29
	1	8	9	0	1	1	0	8	1	
県北広域	久慈市	普代村	野田村	洋野町	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町		14
	3	0	0	7	1	1	0	2		

(参考) イノシシの捕獲実績のある市町村

(単位：市町村数)

振興局	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
盛岡広域	0	0	0	0	1	1	3	4	7
					雫石町	雫石町	雫石町 盛岡市 紫波町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町	雫石町 盛岡市 紫波町 八幡平市 岩手町 滝沢市
県南広域	1	1	1	3	6	4	6	6	8
	一関市	一関市	一関市	一関市 奥州市 北上市	一関市 奥州市 北上市 花巻市 西和賀町 平泉町	一関市 奥州市 北上市 平泉町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 西和賀町 平泉町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 遠野市 西和賀町
沿岸広域	0	0	0	0	1	3	3	5	7
					陸前高田市	陸前高田市 山田町 住田町	陸前高田市 住田町 岩泉町	陸前高田市 住田町 釜石市 宮古市 大船渡市	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村
県北広域	0	0	0	0	0	0	1	3	5
							洋野町	洋野町 久慈市 軽米町	洋野町 久慈市 軽米町 二戸市 一戸町
合計	1	1	1	3	8	8	13	18	27

(2) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き、県独自に狩猟期間を延長した。

イノシシ管理計画による狩猟規制の緩和内容

項目	第1次計画 (H28.10策定)	第2次計画 (H29.3策定)
狩猟期間	全県下 11月15日～2月15日	全県下 11月1日～3月末日

通常：11月15日～2月15日

② 休猟区等の見直し

令和2年度は、新規指定及び区域変更等はなかった。

鳥獣保護区指定件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数 (件)	139	135	133	132	131	129	129	129
面積 (ha)	141,196	138,315	131,503	130,437	129,885	128,286	127,973	127,973

(参考) 休猟区指定件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数 (件)	15	6	6	4	2	0	0	0
面積 (ha)	34,075	13,857	15,920	10,203	3,838	0	0	0

(3) 有害捕獲の実施

① 有害捕獲頭数

鳥獣被害防止総合対策交付金等（農林水産省）を活用し、25市町村で有害捕獲に取り組み、捕獲実績があったのは15市町で、捕獲頭数の合計は422頭であった。

② 有害捕獲関連対策

農業被害の軽減及び被害発生地拡大防止のため、各市町村において有害捕獲の実施のほか、次の取り組みを行った。

- ・ くくりわなの購入：10市町
- ・ はこわな又は囲いわなの購入：4市町
- ・ センサーカメラ等 ICT 関連機器の購入：4市町

③ 有害捕獲許可の権限移譲

イノシシの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、平成28年から全市町村への有害捕獲許可の権限移譲を行っている。

(4) 指定管理鳥獣捕獲の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業（環境省）を活用し、県内全域における捕獲を実施し、捕獲頭数は213頭であった。（結果等については資料No. 2「基本評価シート（イノシシ）」参照）

- ・実施区域：岩手県全域
- ・実施主体：岩手県
- ・捕獲時期：令和2年11月～令和3年2月
- ・実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

(5) 捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験をイノシシの捕獲頭数が多い県南地区での開催を含め3回実施した。令和2年度の新規免許取得者は369人であった。

狩猟免許試験実施状況

開催地	受験者数	合格者数	合格率	備考
奥州市（7/12）	114人	108人	95%	R2年度の実施状況 受験者数 387人 合格者数 369人 (95%)
山田町（9/13）	110人	105人	95%	
矢巾町（12/13）	163人	156人	96%	
計	387人	369人	95%	

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的に、狩猟免許試験予備講習会（受講料無料）を公益社団法人岩手県猟友会に委託により、狩猟免許試験の概ね2週間前に、試験と同じ会場で計3回実施した。

③ 捕獲の担い手確保対策

捕獲の担い手を確保するため、16市町において狩猟免許取得者への手数料の補助等を実施した。

2 被害防除対策

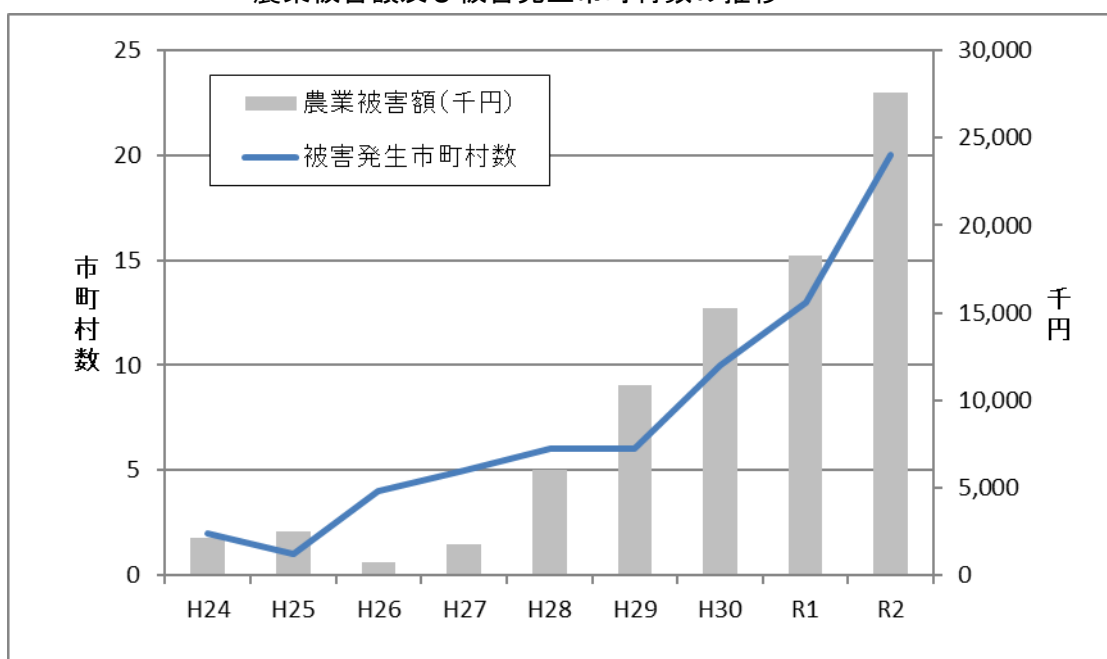
(1) 農業被害額の推移

令和2年度のイノシシによる農業被害は20市町村で発生しており、被害額は速報値で27,623千円であり、増加傾向にある。

農業被害額の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	前年比
被害発生市町村数	2	1	4	5	6	6	10	13	20	
農業被害額(千円)	2,128	2,509	745	1,735	6,045	10,895	15,299	18,300	27,623	9,323

農業被害額及び被害発生市町村数の推移



作物別の農業被害額の推移

(千円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	前年比
飼料作物	0	68	0	61	830	3,013	1,593	2,117	3,345	—
水 稲	2,128	2,364	745	1,640	4,960	6,373	11,670	11,850	21,070	—
野 菜 類	0	8	0	0	0	151	386	1,175	1,425	—
果 樹	0	5	0	0	0	30	86	48	1,077	—
豆 類	0	0	0	34	38	42	182	23	21	—
い も 類	0	64	0	0	211	777	635	764	377	—
そ の 他	0	0	0	0	6	509	747	2,323	308	—
計	2,128	2,509	745	1,735	6,045	10,895	15,299	18,300	27,623	9,323

※R2は速報値

(2) 被害防除体制の整備のための被害防止計画作成及び鳥獣被害対策実施隊設置状況について

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組む体制を整備する必要があることから、市町村における被害防止計画の作成や被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置等を行う鳥獣被害対策実施隊の設置を推進している。

被害防止実施計画は、平成26年度までに全ての市町村において作成されており、鳥獣被害対策実施隊は、令和元年度までに32市町村において設置されている。

(3) 被害防止対策実施体制について

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、県、広域振興局及び市町村の各単位で連絡会等を設置し、被害対策に関する情報共有を図るとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第4条の2に基づく捕獲及び防除を実施した。

被害防止対策実施体制

組織等名称	所管	実施内容
岩手県鳥獣被害防止対策連絡会	県 (農林水産部、 環境生活部)	【県内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
地域鳥獣被害防止対策連絡会	県 (広域振興局)	【広域振興局管内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】 ・有害捕獲、電気柵の設置、被害防止活動の取組の推進

(4) 被害防除のための連絡会、研修会の実施

ア 岩手県鳥獣被害防止対策連絡会（被害状況や取組の共有）

⇒ 2回/年（7月、2月）

イ 地域鳥獣被害防止対策連絡会（広域局（4地域）の被害状況や取組の共有）

⇒ 4地域×1回（7～12月）

(5) 農業被害防除対策実施状況

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した被害防除対策を各市町村において実施した。

- ・ 侵入防止柵の設置：13市町村（累計）（うちイノシシ対応4市町村）
- ・ 研修会の開催や追い払い活動等の実施：22市町（うちイノシシ対応17市町村）

侵入防止柵の設置状況（農業振興課調べ） ※シカとの合算

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	累計
設置距離 (km)	123	98	113	101	106	73 (うちイノシシ対応45)	1,040

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施した。概要は次のとおり。

(1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集した。

(2) 農業被害の収集

市町村を經由して農作物等被害について情報収集した。

(3) 生息状況調査

令和2年度、県内の農業集落における野生鳥獣の生息状況、農業被害等を把握するため、農業集落の代表者等（発送数1,542人）にアンケート調査を実施した。（有効回答人数1,144人）

① 調査結果（イノシシについて抜粋、資料No. 1－3参照）

ア 生息状況：イノシシについては「群れまたは単独」で出没が見られる集落は3割以下と少ないが、近年、東北自動車道の西側を中心に「群れ」での出没が増加していた。

イ 出没の増減：イノシシについては約6割の集落で「増えた」と回答した。

ウ 農業被害：イノシシについて、生産量の「30%以上」または「30%未満」の農業被害が発生しているとの回答が約2割となっていた。

エ 防除対策：イノシシについて、防除対策として最も多く取り組んでいるのは「防護柵」の設置であり、イノシシは約6割が「効果あり」と回答した。

② 今後の対応

調査結果（概要）を県ホームページで公表するとともに、関係機関とイノシシの生息域に係る情報等を共有することで、防除対策及び捕獲への活用を図る。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 生息環境管理

市町村に対し、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いの推進、伐採跡地や有休農地等の適正な管理の推進について周知を実施した。

(2) 地域住民等への普及啓発

地域ぐるみの被害防止対策のための研修会を開催し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図った。

(3) ドローンを活用した農作物の鳥獣被害対策

効果的な有害捕獲や被害防止対策の立案等に資することを目的として、ドローンを活用した集落環境調査を実施した。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

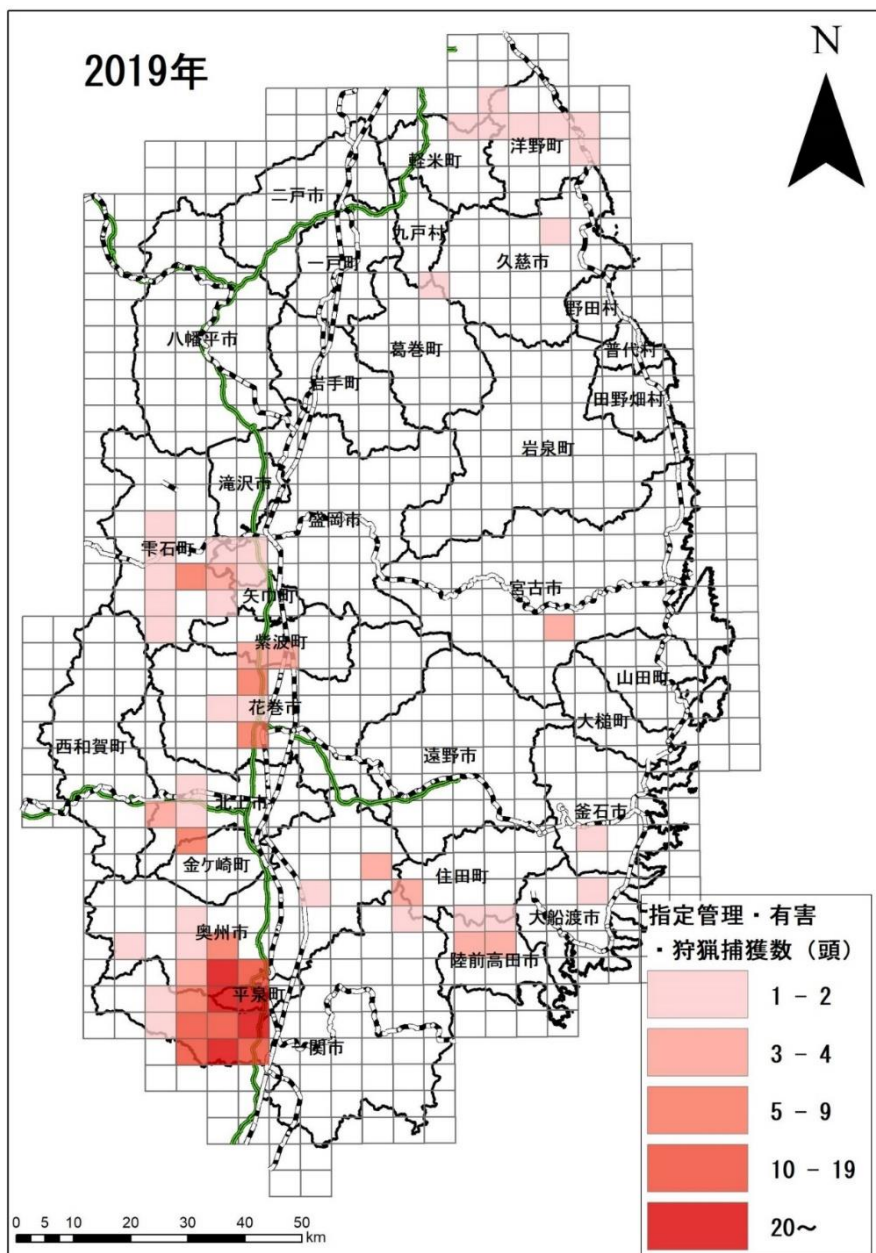
認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行った。

R2イノシシ捕獲実績(単位:頭)

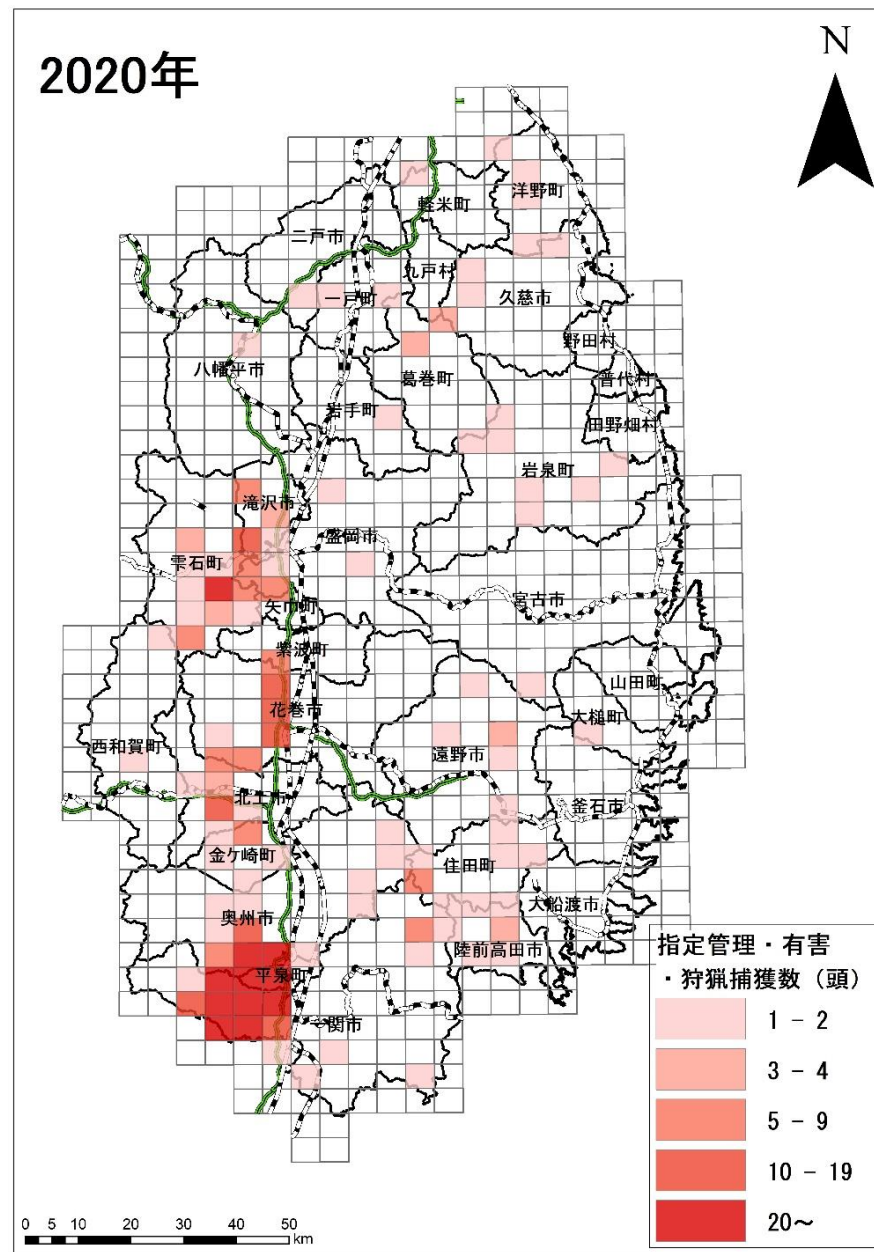
資料No.1 - 1

振興局	捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理			有害				合計				
		♂	♀	不明	計	♂	♀	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	
		盛岡広域															
盛岡	盛岡市	0	0	0	0	5	3	8	3	3	0	6	8	6	0	14	
	八幡平市	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	
	雫石町	0	0	2	2	8	2	10	20	22	0	42	28	24	2	54	
	葛巻町	0	0	0	0	5	1	6	0	0	0	0	5	1	0	6	
	岩手町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	滝沢市	0	0	0	0	7	8	15	2	4	0	6	9	12	0	21	
	紫波町	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	7	2	5	0	7	
	矢巾町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	1	0	2	3	26	14	40	27	34	0	61	54	48	2	104	
県南広域																	
本局	奥州市	0	0	0	0	15	26	41	51	34	1	86	66	60	1	127	
	金ヶ崎町	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	2	1	0	3	
	小計	0	0	0	0	17	27	44	51	34	1	86	68	61	1	130	
	花巻	花巻市	3	1	0	4	0	0	0	26	23	0	49	29	24	0	53
		遠野市	0	3	0	3	0	1	1	3	2	0	5	3	6	0	9
		北上市	9	3	0	12	9	5	14	0	0	0	0	18	8	0	26
		西和賀町	0	0	0	0	2	0	2	2	0	0	2	4	0	0	4
		小計	12	7	0	19	11	6	17	31	25	0	56	54	38	0	92
	一関	一関市	2	0	0	2	38	41	79	0	0	155	155	40	41	155	236
		平泉町	0	2	0	2	8	3	11	0	0	44	44	8	5	44	57
		小計	2	2	0	4	46	44	90	0	0	199	199	48	46	199	293
	沿岸広域																
本局	釜石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大槌町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	
	宮古	宮古市	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
		山田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		岩泉町	0	0	1	1	0	0	0	5	2	0	7	5	2	1	8
		田野畑村	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
	小計	0	0	1	1	2	0	2	5	2	0	7	7	2	1	10	
	大船渡	大船渡市	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
		陸前高田市	0	0	0	0	4	1	5	2	1	0	3	6	2	0	8
住田町		0	0	0	0	2	1	3	4	2	0	6	6	3	0	9	
小計		0	0	0	0	7	2	9	6	3	0	9	13	5	0	18	
県北広域																	
本局	久慈市	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	3	0	0	3	
	普代村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	野田村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	洋野町	0	0	0	0	4	0	4	1	2	0	3	5	2	0	7	
	小計	0	0	0	0	7	0	7	1	2	0	3	8	2	0	10	
	二戸	二戸市	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
		軽米町	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
		九戸村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一戸町	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	1	0	2
小計		0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	3	1	0	4	
合計	15	9	3	27	119	94	213	122	100	200	422	256	203	203	662		

R1 捕獲位置図



R2 捕獲位置図



令和2年度 野生鳥獣の生息状況等アンケート調査

集計結果概要

1. アンケート調査の目的と回収状況

(1) 目的

本事業は、農業集落ごとの野生鳥獣の生息状況や農業被害等を把握し、捕獲や防除対策等の資料とすることを目的とする。

(2) 調査対象者、調査方法及び対象動物

ア 調査対象者

調査対象者は、県自然保護課において各市町村から提供された行政区長や農業委員等（以下農業精通者という。）名簿に基づき決定した。なお、名簿の提供が困難である場合には県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者の一部を対象とした。

イ 調査方法

調査票によるアンケート調査（郵送法）

ウ 対象動物

- ・イノシシ
- ・ニホンジカ
- ・ツキノワグマ
- ・カモシカ

(3) 配布及び回収数

発送した調査票は合計 1,542 通であり、回収した調査票は 1,147 通、集落名または行政区名が確認できた調査票は 1,144 通で、有効回答率は 74.2%であった。

地区が特定できた回答の位置図を図 1 に示す。

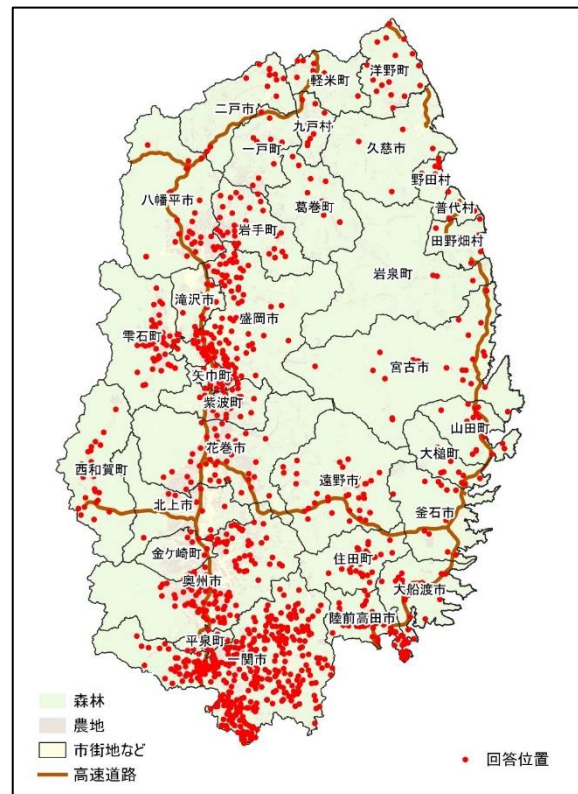


図 1 回答の位置図

2. 集落の状況について

(1) 集落の農家戸数

集落の農家戸数についての回答を図2に示す。
回答は「10戸未満」、「10戸以上30戸未満」、「30戸以上」の3つからの選択形式とした。

集落の農家戸数は「30戸以上」が最も多く(57%)、次いで「10戸以上30戸未満」(35%)の順であった。

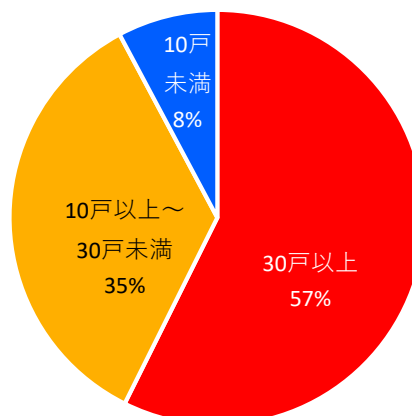


図2 集落の農家戸数

(2) 寄合などの頻度

寄合の実施回数についての回答を図3に示す。

回答は年間の寄合回数を数字で記入し、年間「1回以上5回未満」、「5回以上10回未満」、「10回以上15回未満」、「15回以上」の4段階に分けて集計した。

寄合の頻度は「年間1回以上5回未満」が最も多く(51%)、次いで「5回以上10回未満」(29%)の順であった。

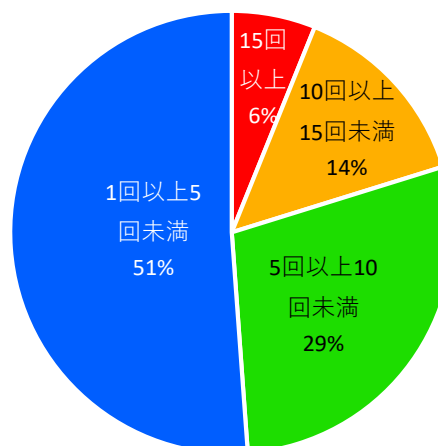


図3 寄合などの頻度

(3) 集落で行っている共同活動

集落で行っている共同活動についての回答を図4に示す。

集落で行っている共同活動は「道路の草刈り」が最も多く(87.4%)、次いで「集会所やお宮の草刈、掃除」(74.6%)の順であった。また、「研修会や勉強会」は34.1%であった。

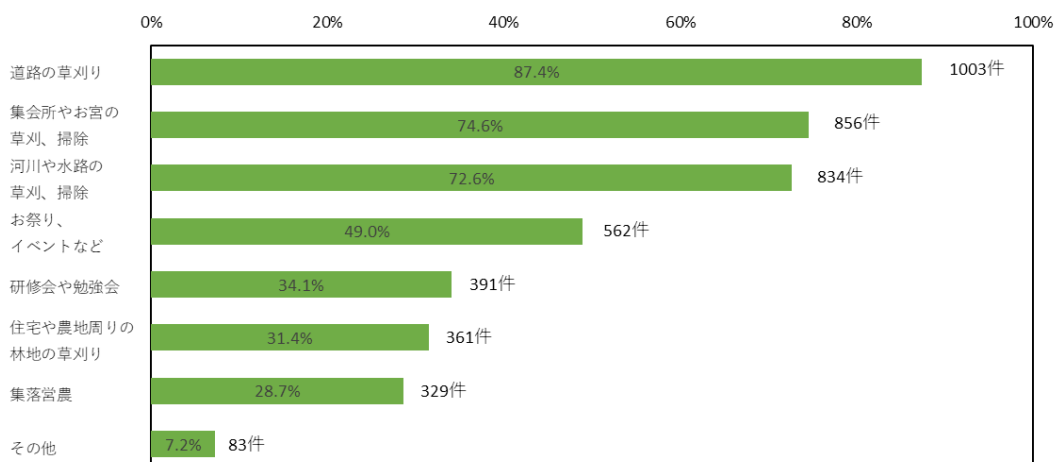


図4 集落で行っている共同活動

3. イノシシについて

(1) 生息状況

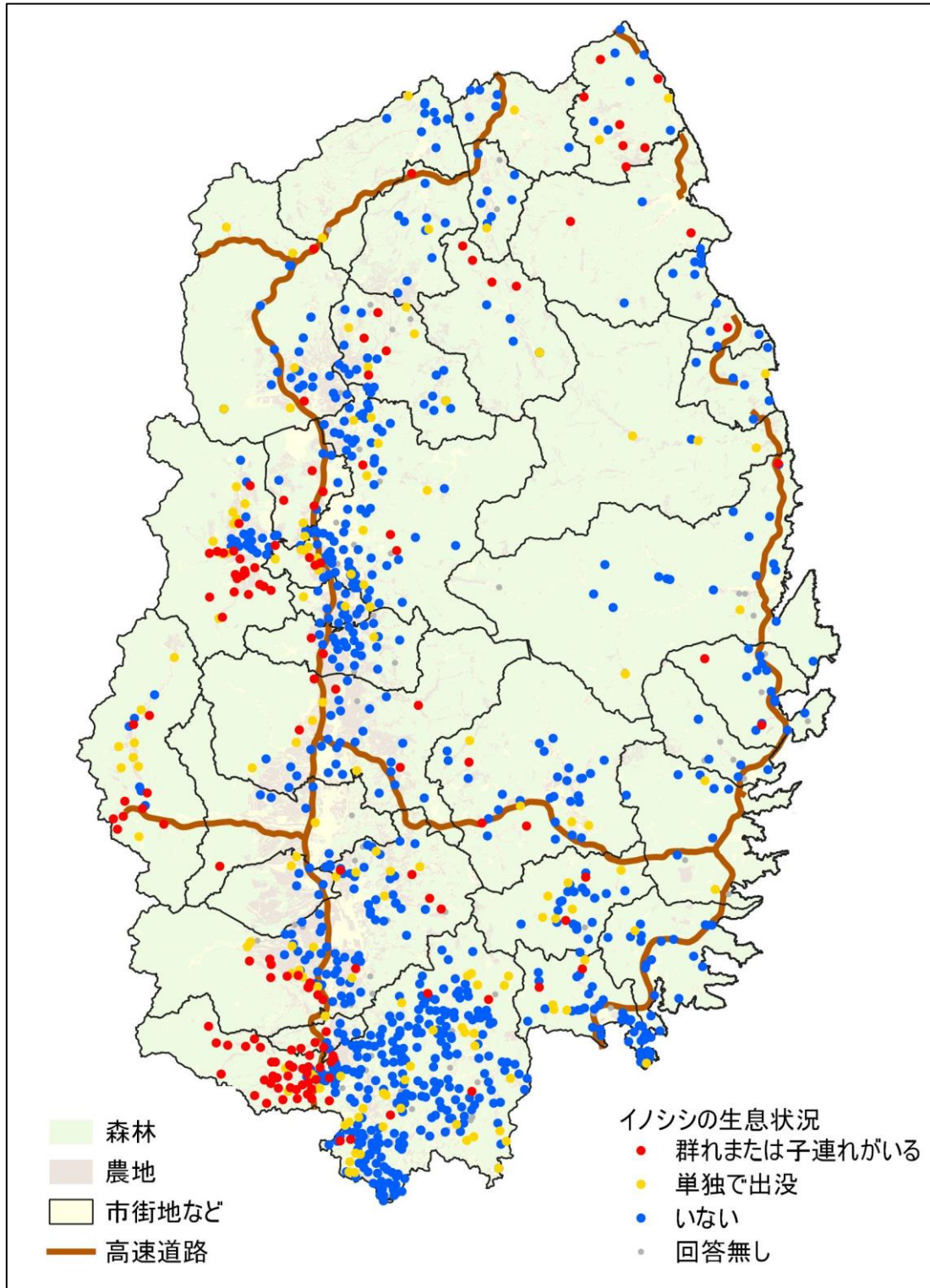


図 3-1 イノシシの生息状況

全体の回答数

回答件数：1065件（957件）

回答	件数	割合
群れまたは子連れがいる	145件（115件）	13.6%（12.0%）
単独で出沒	146件（129件）	13.7%（13.5%）
いない	774件（713件）	72.7%（74.5%）

表の括弧内の数字は令和元年度調査結果を示す。

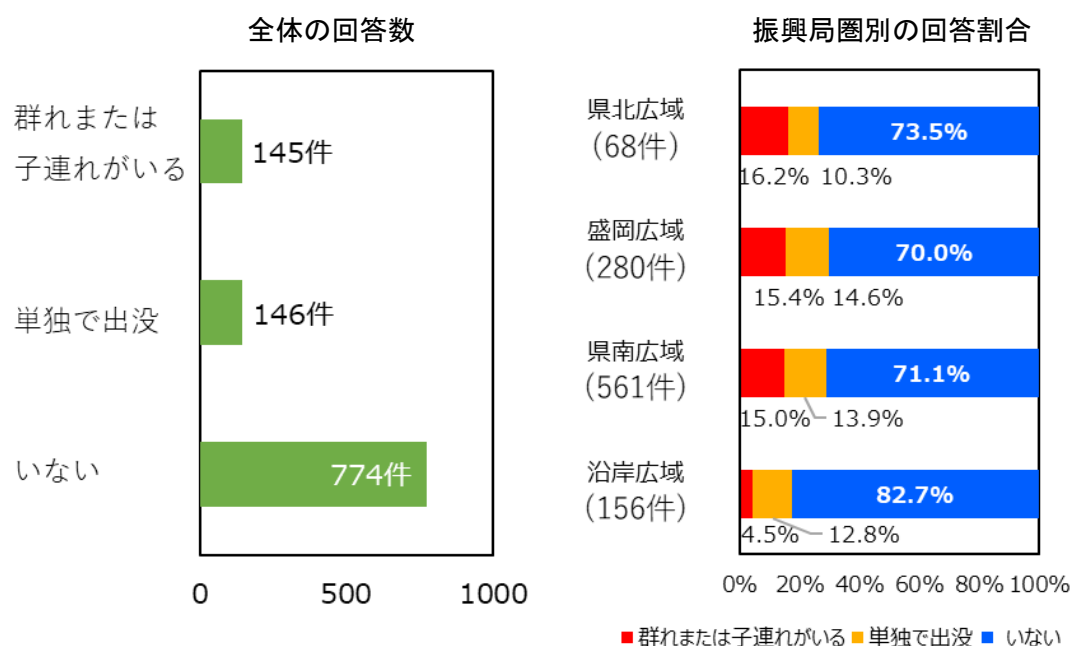


図 3-2 イノシシの生息状況の回答件数

イノシシの生息状況についての回答（回答数 1,065 件）を図 3-1、図 3-2 に示す。

回答は、「群れまたは子連れがいる」、「単独で出沒」、「いない」の 3 段階とした。

県全体では「群れまたは子連れがいる」と「単独で出沒」の回答を合わせた割合は 27.3%、「いない」の回答は 72.7%となっている。また、東北自動車道の西側において「群れまたは子連れがいる」との回答が多く見られ、これらの地域はイノシシが定着している可能性が高い。

令和元年度調査結果と比較すると、全体の回答の割合は同様の傾向となっている。

圏域別に見ると、沿岸広域圏を除く 3 つの圏域で「群れまたは子連れがいる」が 15～16%で同水準となっている。

(2) 出没の増減

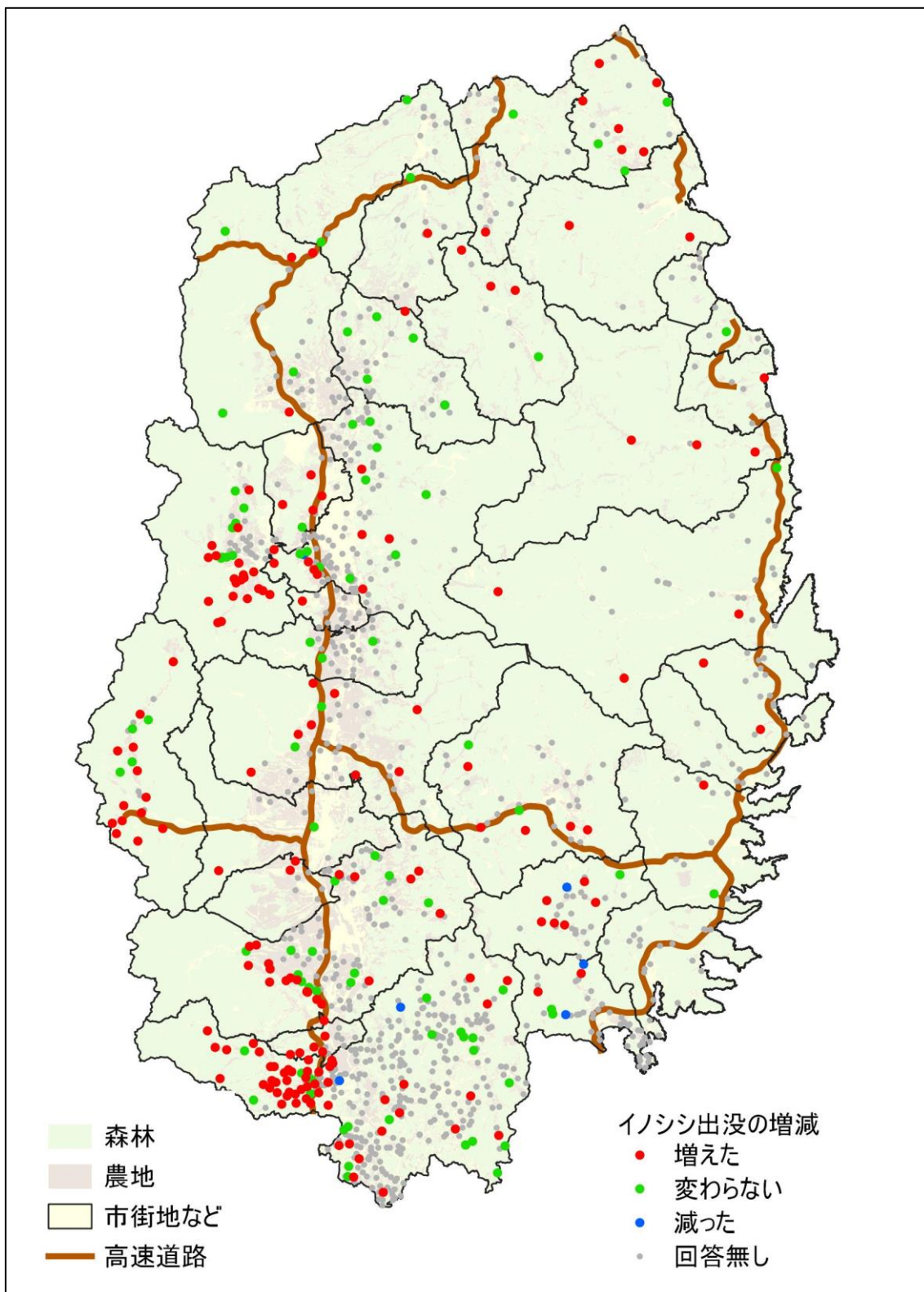


図 3-3 イノシシの出没の増減

全体の回答数

回答件数：275件（243件）

回答	件数	割合
増えた	175件（175件）	63.6%（72.0%）
変わらない	93件（67件）	33.8%（27.6%）
減った	7件（1件）	2.5%（0.4%）

表の括弧内の数字は令和元年度調査結果を示す。

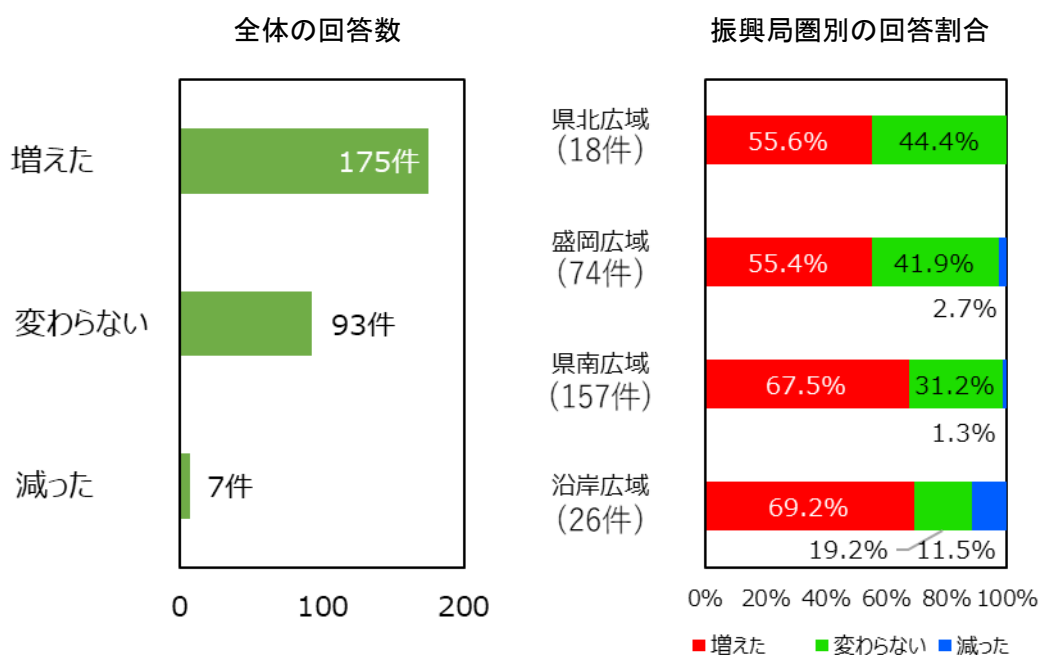


図 3-4 イノシンの出没の増減の回答件数

前年度と比較したイノシンの出没の増減についての回答（回答数 275 件）を図 3-3、図 3-4 に示す。

回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の3段階とした。

県全体では頭数が「増えた」との回答が最も多く（63.6%）、圏域別に見ても全ての圏域で「増えた」が5割を超えている。

令和元年度調査結果と比較すると、全体の回答の割合に大きな変化はなかった。

※「(2) 出没の増減」以降の調査は「(1) 生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象として集計したものである。

(3) 農業被害

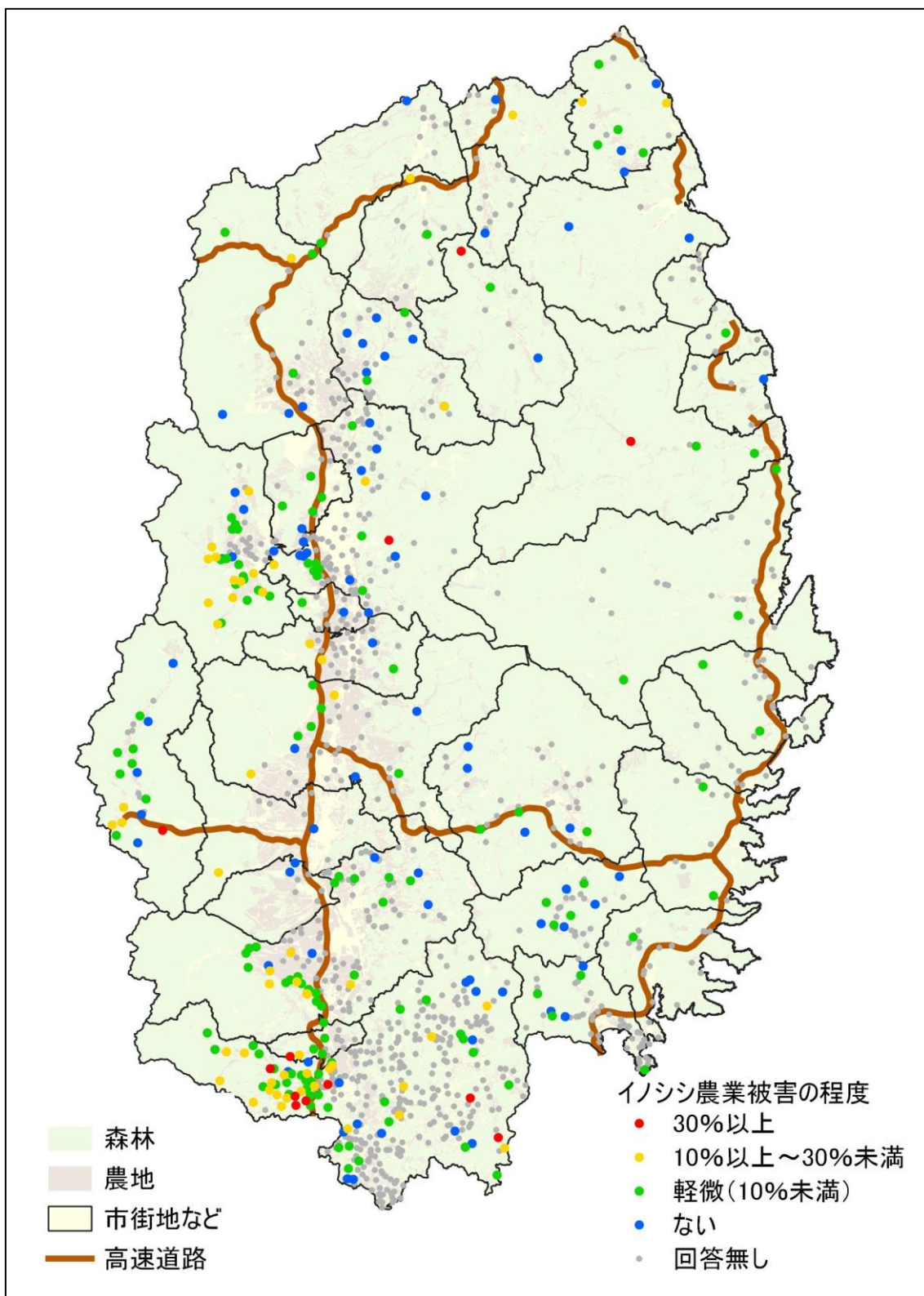


図 3-5 イノシシによる農業被害

全体の回答数

回答件数：285件（292件）

回答	件数	割合
30%以上	12件（23件）	4.2%（7.9%）
10%以上～30%未満	56件（51件）	19.6%（17.5%）
軽微	133件（116件）	46.7%（39.7%）
ない	84件（102件）	29.5%（34.9%）

表の括弧内の数字は令和元年度調査結果を示す。

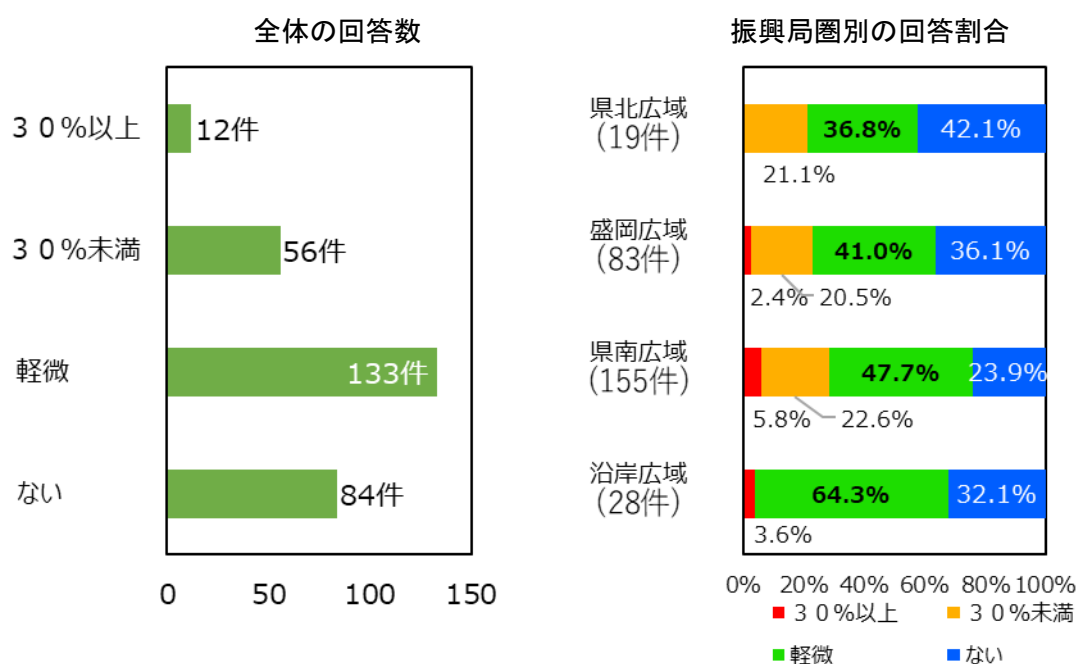


図 3-6 イノシシの農業被害の程度の回答件数

イノシシの農業被害の程度についての回答（回答数 285 件）を図 3-5、図 3-6 に示す。

回答は農作物の本来の生産量を 100%として「30%以上」、「10%以上～30%未満」、「軽微（10%未満）」、「ない」の 4 段階とした。

県全体では被害の程度について「軽微」の回答が多く（46.7%）、次いで「ない」（29.5%）となっているが、「30%以上」と「10%以上～30%未満」の回答を合わせると全体の 2 割以上となっている。

令和元年度調査結果と比較すると、全体の回答の割合に大きな変化はなかった。

圏域別の被害の程度について「30%以上」と「10%以上～30%未満」の回答を合わせた割合は県南・盛岡・県北広域圏で 2 割を超えていた。

(4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について図 3-7 に示す。複数の組み合わせで行っている場合も合わせて集計した。

単独の防除対策は「防護柵」(79 件) との回答が最も多く、次いで「やぶ刈払い」(68 件)、「捕獲」(65 件) の順となっている。

対策の効果については「防護柵」を「効果あり」とした回答の割合が最も高く (58%)、次いで「捕獲」(29%) となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、「防護柵+捕獲」(38 件) が多く行われており、組み合わせ対策の中では「効果あり」の割合が最も高い。

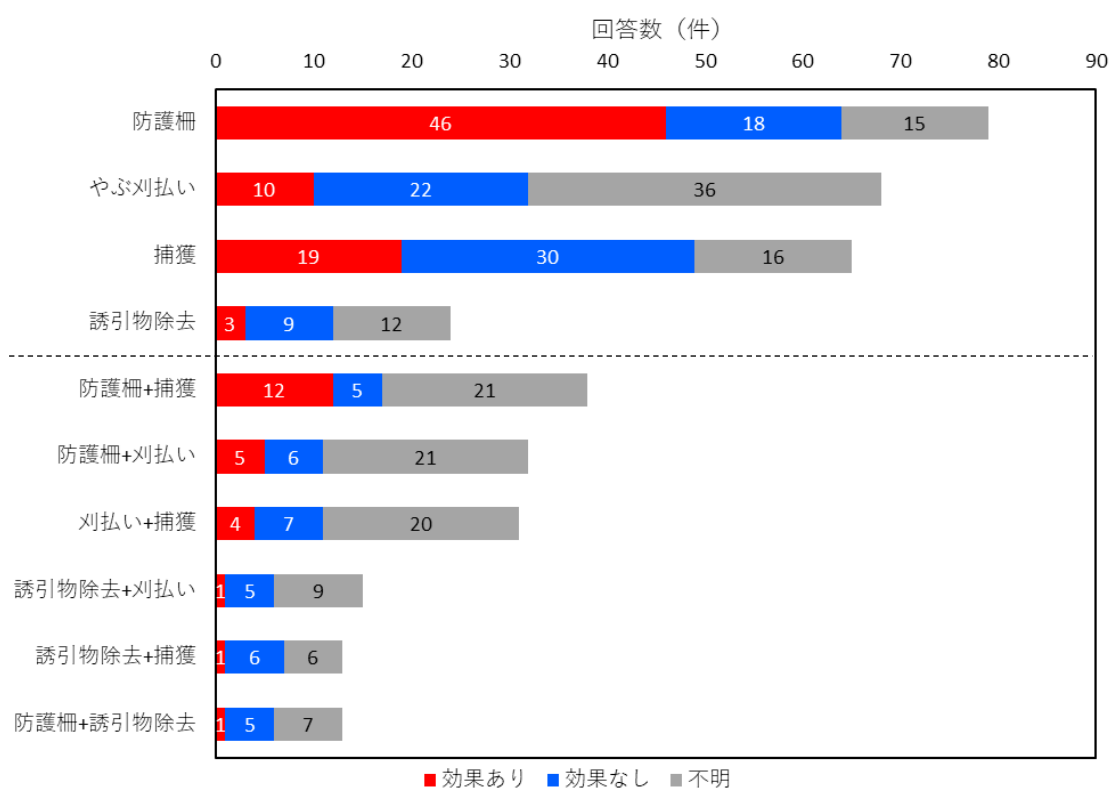


図 3-7 取り組んでいる防除対策と効果

基本評価シート（イノシシ）

（岩手県環境生活部自然保護課）

基本評価シート（イノシシ）

1. 事業の基本情報

事業名（※1）	指定管理鳥獣捕獲等事業		
都道府県名	岩手県	担当者部・係名	環境生活部自然保護課
担当者名	澤口	担当者連絡先	019-629-5371
捕獲実施事業者	公益社団法人岩手県猟友会 (認定を受けている) 受けていない)	予算額（※2）	149,863,000円
		予算額の内捕獲に要する経費（※3）	6,892,000円

（※1） 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。

（※2） 予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。

（※3） 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成28年度から適用される交付金所要額調書様式1-2「2指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

○令和2年度における生息等の状況及びこれまでの個体群管理の取組み

〈指定管理鳥獣捕獲等事業の実績〉

事業目標 (目標頭数などの数値目標)	実施結果	
	捕獲頭数	目標達成率
400頭	213頭	53%

〈生息等の状況及びその他の捕獲実績〉

推定生息頭数	特定計画管理目標	目標生息頭数
約11万頭(H24年度末、 岩手・宮城・秋田)	積極的に捕獲	生息数の抑制
狩猟捕獲数	許可捕獲(有害)	許可捕獲(個体数調整)
27頭	422頭	0頭

○これまでの個体群管理の取組み（都道府県単独事業）

なし

2. 令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要

項目	概要
事業背景・目的	<p>個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として実施するもの。</p> <p>※特定計画の中での指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけも記載する。</p> <p>【選択欄】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特定計画の管理目標に不足する捕獲数を高密度地域で上乘せした。</p> <p><input type="checkbox"/> 分布拡大防止を目的として生息域の外縁で捕獲を実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> 効果的な捕獲手法の開発を行なった。</p> <p>※事業実施目的に最も近いものを1つ選択。</p>
人材育成の観点	<p><input checked="" type="checkbox"/> 人材を育成するための配慮、取組がなされている。</p>
実施期間	令和2年10月13日～令和3年3月19日
実施区域	<p>岩手県内全域及び早池峰地域</p> <p>※1：実施区域の特徴も記入</p> <p>※2：事業計画の地図がある場合は、図面を添付</p>
関係機関との協力	市町村による有害鳥獣捕獲(農林水産省事業)とは実施時期ですみ分け、原則3～10月に市町村による有害鳥獣捕獲、11～2月に当該事業を実施。
事業の捕獲目標	<p>53%達成</p> <p>= (213 実績値) / (400 目標値)</p>
捕獲手法	<p>【銃猟】</p> <p><input type="checkbox"/> 誘引狙撃 <input checked="" type="checkbox"/> 巻き狩り <input type="checkbox"/> 忍び猟</p> <p><input type="checkbox"/> モバイルカリング <input type="checkbox"/> 夜間銃猟</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>【わな猟】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> くくりわな <input checked="" type="checkbox"/> 箱わな <input type="checkbox"/> 囲いわな</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※1：各種猟法の定義は○ページ参照、※2：複数チェック可</p>
捕獲個体の確認方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 個体の身体の一部(尾)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 写真(詳細を記載：捕獲個体は右向き、スプレーで個体番号を記載)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※複数チェック可。</p>
捕獲個体の処分	<p>捕獲個体の処分について</p> <p><input type="checkbox"/> 全て焼却又は埋設を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 一部、食肉等への活用を行っている。(自家消費)</p> <p><input type="checkbox"/> 一部、放置を認めている。</p> <p>※複数チェック可</p>
環境への影響への配慮	<p>わなによる錯誤捕獲について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の情報を収集している。</p> <p><input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の実態は不明である。</p> <p>わなによる錯誤捕獲の未然防止について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の防止対策をしている。</p> <p>(内容：くくりわなの輪の直径を12センチメートル以内かつワイヤーの直径が4ミリメートル以上とし、締付け防止金具及びよりもどしを設置。箱わなを使用する際には30cm四方の脱出口付きのものを推進する。)</p> <p><input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の防止対策はしていない。</p> <p>鳥類の鉛中毒等について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例が確認されている。</p> <p>鉛製銃弾について</p> <p><input type="checkbox"/> 全て鉛製銃弾を使用している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 一部、非鉛製銃弾を使用している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全て非鉛製銃弾を使用している。</p>

安全管理の体制	受託者である公益社団法人岩手県猟友会が認定鳥獣捕獲等事業従事者講習会を実施
捕獲従事者の体制	【雇用体制】 捕獲従事者数：989人 (内訳) 正規雇用者： 人、期間雇用者：989人 日当制： 人

3. 令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業の評価

○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

1. 捕獲に関する評価及び改善点*	
【目標達成】	評価：昨年度の目標頭数 150 頭から令和2年度は 400 頭に上げ、目標値に対して 53%にあたる 213 頭を捕獲した。
	改善点：捕獲数が増えているにもかかわらず農業被害額が増加していることから、引き続き可能な限り捕獲する。
【実施期間】	評価：4月から10月に実施する有害捕獲と調整を図り、本事業による捕獲を11月から2月に実施した。
	改善点：引き続き、関係機関と調整しながら効率的な捕獲及び時期等の検討を行う。
【実施区域】	評価：ほとんどの市町村で出没が確認され、捕獲実績もあることから、実施区域を全県域としたことは妥当と考えられた。
	改善点：野生鳥獣の生息状況アンケート調査結果を踏まえ、生息状況等について関係機関と情報を共有することで捕獲を促進する。
【捕獲手法】	評価：有害捕獲はわなによる捕獲が多く、積雪期に実施する指定管理鳥獣捕獲等事業については銃猟による捕獲が多くなっている。
	改善点：引き続き、捕獲技術研修会の開催等により、実施時期や環境に応じた猟具を選択することで効率的な捕獲の促進を図る。
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価：狩猟事故防止のため捕獲作業は2名以上で実施し、安全に配慮した体制で実施した。
	改善点：引き続き安全管理規定の順守を徹底するとともに、適切な実施体制に努めるよう指導する。
【個体処分】	評価：捕獲個体は自家消費または適切に埋設した。
	改善点：引き続き、適切な個体処分を行うよう指導する。
【環境配慮】	評価：外部からの問合せは無かった。
	改善点：引き続き環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価：実施計画及び安全管理規程に基づき、事故防止の徹底を図った結果、

	人身事故等の重大事故の発生はなかった。
	改善点：引き続き安全管理規定の遵守を指導する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点：なし	
4. 全体評価：昨年度に比べて12%増の捕獲となったが、農業被害額が増加していることから、引き続き、全県域において可能な限りの捕獲に努める。また、野生鳥獣の生息状況アンケート調査結果を踏まえ、イノシシの出没情報等を市町村等関係機関と共有することで捕獲を促進する。	

※「改善点」の欄には、評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するか等について記入する。

○第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

第二種特定鳥獣管理計画では、全県で積極的に捕獲を推進することを目標としており、令和2年度は指定管理鳥獣捕獲事業を含め、過去最多の662頭（昨年度の約2倍）を捕獲し、生息域拡大および農林業被害の抑制に努めた。

4. 必須となる記録項目

(1) データの整備状況

ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

項目	整備状況	備考
①捕獲数・目撃数・捕獲努力量等の位置情報	<input type="checkbox"/> 行政区域（都道府県・市町村）ごと <input type="checkbox"/> 事業区域ごと <input checked="" type="checkbox"/> 5 km メッシュ <input type="checkbox"/> 1 km メッシュ <input type="checkbox"/> 捕獲地点（緯度経度） <input type="checkbox"/> 捕獲等に関する位置を記録していない	
②捕獲数	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲した個体の総数 <input checked="" type="checkbox"/> 雌雄の別 <input checked="" type="checkbox"/> 幼獣・成獣の別 <input checked="" type="checkbox"/> その他捕獲した個体に関する情報 （外部形態の計測、牙の有無及びその長さ、胎児の有無）	
③目撃数	<input checked="" type="checkbox"/> 作業の従事者が目撃した個体の総数	捕獲時のみ
④捕獲努力量	<input checked="" type="checkbox"/> 銃猟：のべ作業人日数※ <input checked="" type="checkbox"/> わな猟：わな稼働日数 （わな稼働日数＝わな基数×稼働日数）	

※のべ作業人日：捕獲作業期間中に捕獲に従事した作業人数の合計。事前調査や下見に費やした作業の人日数は除く。

イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

	作成できる概況図（地図）※についてチェック	
捕獲位置の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> 捕獲位置の地図を作成できない	
CPUE の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> CPUE の地図を作成できない	
SPUE の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> SPUE の地図を作成できない	
概況図を作成する 上での課題		

※概況図は原則として添付する。添付できない場合は「作成できない」をチェックする。

(2) 実施結果（必須となる記録項目）

ア) 捕獲努力量に関する事項

①銃器による捕獲

外業の人日数総数※1: 466 人日

事前調査人日数概数※2: - 人日

出猟（捕獲作業）人日数: 466 人日

項目	令和2年 (事業年度の値)	令和元年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量（銃猟） のべ人日数	466 人日	547 人日	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少

※1: 事前調査人日数概数と出猟（捕獲作業）日数の合計

※2: 事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

②わなによる捕獲

外業の人日数総数※1: 438 人日

事前調査人日数概数※2: - 人日

出猟（捕獲作業）人日数: 438 人日

項目	令和2年 (事業年度の値)	令和元年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量（わな猟） わなの稼働総数（わな基×日数）	1,672 基日	2,050 基日	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少

※1: 事前調査人日数概数と出猟（捕獲作業）人日数の合計

※2: 事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

イ) 捕獲に関する結果

①銃器による捕獲

項目	令和2年 (事業年度の値)	令和元年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	159 頭	145 頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②目撃数 (※捕獲時のみ)	521 頭	387 頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
③雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	43%	39%	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
④幼獣・成獣比 (幼獣数/全捕獲数)	30% ※	21%	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※令和2年度から、狩猟者が幼獣・成獣の区別を捕獲票の様式に直接記入する方法に変更。

令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(銃器)の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	作業人日数 ^{※1}	CPUE ^{※2}	SPUE ^{※3}
<input type="checkbox"/> 誘引狙撃	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input checked="" type="checkbox"/> 巻き狩り	159 頭	466 人日	0.34 頭/人日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	1.12 頭/人日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 忍び猟	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> モバイルカリング	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 夜間銃猟	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> その他 ()	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1：作業日数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2：CPUE=捕獲数/のべ人日数 ※3：SPUE=目撃数/のべ人日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

②わなによる捕獲

項目	令和2年 (事業年度の値)	令和元年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	54 頭	45 頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	48%	40%	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(わな)の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数 ^{※1}	CPUE ^{※2}
<input checked="" type="checkbox"/> くくりわな	47 頭	1,612 基日	0.029 頭/基日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input checked="" type="checkbox"/> 箱わな	7 頭	60 基日	0.012 頭/基日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 罠いわな	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> その他 ()	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:わな稼働総数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2:CPUE=捕獲数/わな稼働日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

ウ) 捕獲個体の適切な処理

処理にかかる人工概数: _____ 人・時間

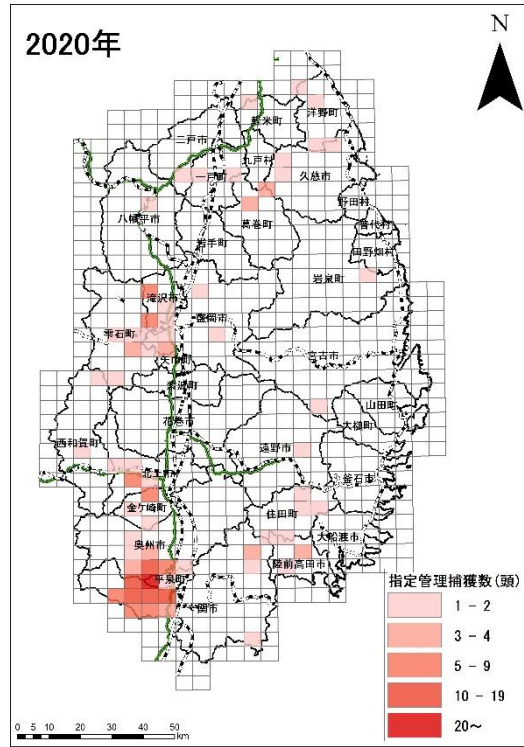
処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数: 0 個体

業務日誌には個体の処分方法の記載欄があるが、方法のみで人工や時間は収集できていない。

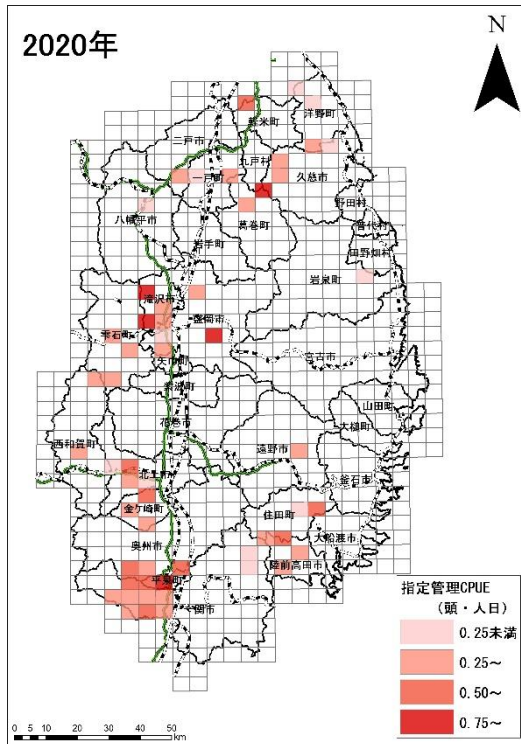
捕獲手法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

誘引狙撃	餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する猟法。
巻き狩り	犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃器で捕獲等する猟法。
忍び猟	単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により捕獲等する猟法。
車両を用いたモバイルカリング	所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器により捕獲等する猟法。
夜間銃猟	法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等。

<令和2年度イノシシ捕獲頭数マップ（指定管理）>

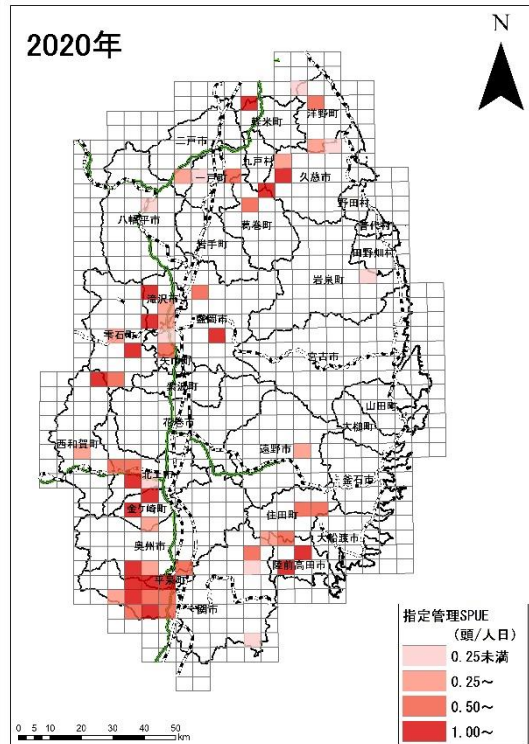


<CPUE：捕獲効率>



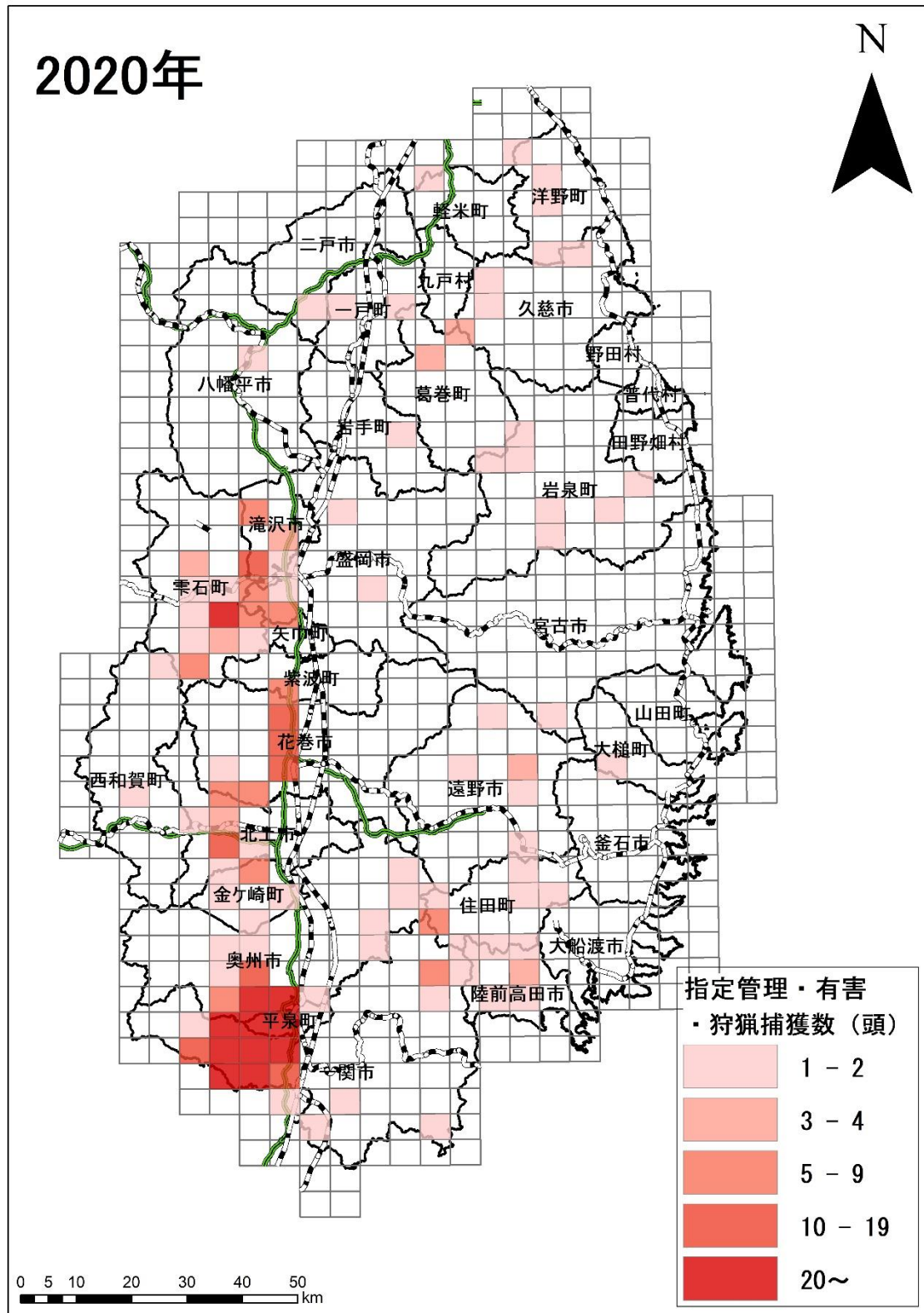
※CPUE=捕獲数/のべ人日数

<SPUE:目撃効率>



※SPUE=目撃数/のべ人日数

<令和2年度イノシシ捕獲頭数マップ（有害捕獲、狩猟、指定管理）>



令和3年度のイノシシ管理対策（案）について

1 個体数管理

(1) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、県独自でイノシシの狩猟期間を11月1日から3月末日まで引き続き延長する（平成29年11月1日～令和4年3月31日）。

② 休猟区等の見直し

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き、休猟区の指定は行わない予定であり、鳥獣保護区の指定については、地域の意見を聞きながら、指定の廃止や特定猟具使用禁止区域への移行なども含めて検討していく。

(2) 有害捕獲

鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）等を活用し、以下のとおり有害捕獲を実施する。

① 有害捕獲実施計画

全市町村で実施計画を定め、計画に沿った効率的な取組を推進する。

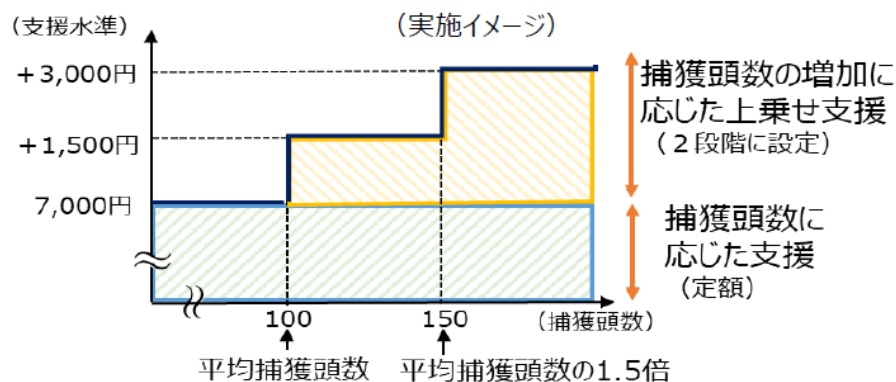
② 有害捕獲関連対策

- ・ くくりわなの購入（部品含む）：10市町
- ・ はこわなの購入：5市町
- ・ センサーカメラ等 ICT 関連機器の購入：4町

③ 捕獲経費の支援

令和3年度から、国では、捕獲頭数の増加に応じて、捕獲支援のための1頭あたりの単価を1,500～3,000円以内の金額で上乘せする。

捕獲基準頭数に対して、1.0～1.5倍捕獲した場合、単価に1,500円以内を加算
 1.5倍以上捕獲した場合、単価に3,000円以内を加算
 ※ 基準頭数 ⇒ 過去5カ年のうち最大最少を除いた3カ年平均（増加の場合、直近に0.9）



(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業（環境省）を活用し、県内全域における捕獲を強化する。

- ・ 実施区域：岩手県全域
- ・ 実施主体：岩手県
- ・ 捕獲時期：令和3年11月～令和4年2月
- ・ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

(4) 捕獲技術研修会の開催

捕獲技術の向上のため、研修会を2市町村で開催する。

(5) イノシシ総合対策マニュアル（仮称）の作成・配布

捕獲を推進するため、生態、わなによる捕獲の手順、効果的な設置方法等を掲載した冊子を作成し、狩猟者、免許取得希望者及び市町村等に配布する。

(6) 捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回開催する。

狩猟免許試験実施予定

開催回数	会場	開催日	備考
3回	奥州市 奥州市役所江刺総合支所	7/11（日）	実施済
	宮古市 岩手県立大学宮古短期大学部	9/12（日）	
	盛岡市 岩手大学	12/12（日）	

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、引き続き、狩猟免許試験予備講習会を無料で開催する。

狩猟免許試験予備講習会

開催回数	会場	開催日	備考
3回	奥州市 奥州市役所江刺総合支所	6/26（土）	実施済
	宮古市 岩手県立大学宮古短期大学部	8/29（日）	
	盛岡市 岩手大学	11/28（日）	

③ 市町村の担い手確保対策

12市町村において、狩猟免許取得者への手数料補助等を実施する。

④ 新規狩猟者の確保・定着推進

捕獲の担い手である狩猟者の新規確保及び定着の推進を図るための研修会等を開催する。

- ・ 一般県民を対象とした捕獲の担い手研修会：8月
- ・ 一般県民を対象としたイベントにおけるハンターブース出展：10～11月予定
- ・ 狩猟免許取得後3年以内の狩猟者を対象とした捕獲の担い手スキルアップ研修会：12月

(7) 捕獲の取組

イノシシの推定個体数は、平成27年度に環境省が公表した東北地方（岩手県、宮城県、福島県）における平成24年度末時点の約105千頭（中央値）とされている。

本県のイノシシの捕獲数は、平成25年度から増加し、令和2年度には狩猟27頭、有害鳥獣捕獲422頭、指定管理213頭の計662頭を捕獲している。

また、イノシシの生息域は拡大傾向にあり、さらに捕獲圧を高める必要があることから、野生鳥獣の生息状況アンケート調査結果を踏まえ、イノシシの生息状況等の情報を関係機関と共有し、効果的な捕獲に努める。

2 被害防除対策

(1) 被害防除対策の実施内容

各種会議や研修会の開催等により被害防除体制の整備を推進する。

- ・ 市町村協議会等が主催する研修会の開催
- ⇒ 盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会（盛岡管内8市町で構成 事務局：矢巾町）、奥州市、北上市、大船渡市、住田町、岩泉町、宮古市

【内容】

地域の実情に即した野生鳥獣の被害の実態（シカ、サル、イノシシ等）や対応策、ジビエ活用などの研修会の開催

- ・ 被害状況調査
- ⇒ 盛岡市、雫石町、遠野市、大槌町

【内容】

地域住民が主体となり、被害の詳細調査を行うとともに、アンケート調査により詳細な被害状況を把握し、対応策を検討

(2) 被害防除体制の整備

- ・ 地域指導者育成研修会の開催（地域ぐるみ活動のための指導者育成）

【内容】

イノシシの生態と獣害対策について、イノシシに対する電気柵の保全管理の実際（講義、実習）（10～12月）

- ・ 地域ぐるみの被害防止活動モデル地区の設置（7市町村）
地域ぐるみの被害防止活動を波及させるため、地域が自らの工夫で鳥獣被害防止対策に取り組む地域をモデル地区として設置し、地域活動に要する経費を支援するとともに、県及び地域連絡会等で情報共有して県内各地に事例を紹介。

【地域ぐるみの被害防止活動モデル地区のうち、イノシシ対策の取組を実施している地区】

地 区	地域ぐるみの内容	期 間
奥州市	地域住民が主体となり、放任果樹の伐採、集落環境調査を実施するとともに、有害捕獲サポーター事業を行いイノシシの被害を軽減。	H30～
平泉町	イノシシの被害を防止するため、地域住民が猟友会と協力し、電気さくの中の周りの草刈りやわなの見回り等を実施（予定）	R3～

(3) 農業被害防除対策実施計画

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した被害防除対策を各市町村において実施する。

- ・ 侵入防止柵の設置：9市町村（シカとの合算。うちイノシシ対応3市町村）
- ・ 研修会の開催や追い払い活動等の実施：22市町村（シカとの合算。うちイノシシ対応17市町村）

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施する。

(1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集する。

(2) 農業被害の収集

農業振興課において、市町村を經由して農業被害について情報収集する。

(3) 生息状況調査

県内の農業集落における野生鳥獣の生息状況、農業被害等の分布や動向を把握するため、農業集落の代表者等を対象にアンケート調査を継続実施する。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 生息環境管理

市町村に対し、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いの推進、伐採跡地や有休農地等の適正な管理の推進について周知を行う。

(2) 地域住民等への普及啓発

地域ぐるみの被害防止対策のための研修会を開催し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図る。

(3) ドローンを活用した農作物の鳥獣被害対策

生息及び集落環境調査（西和賀町）

⇒ ドローンにより被害を受けている集落の環境の調査と併せ、野生鳥獣が行動する夜間の生息状況の調査を行い、野生鳥獣の生息域をより詳細に把握し、有害捕獲や被害防止対策の検討を行う。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行う。